

証券コード 4465

2020年9月4日

株 主 各 位

大阪市淀川区新高一丁目8番10号
株 式 会 社 ニ イ タ カ
代表取締役社長 奥 山 吉 昭

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、規模を大幅に縮小の上、適切な感染防止策を実施し開催することを決定いたしました。

株主様におかれましては、上記をご了承いただきました上で、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使を実施いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申しあげます。

事前の議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2020年9月23日（水曜日）午後5時10分（営業時間終了時）までに到着するようご返送をお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2020年9月24日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 大阪市淀川区新高一丁目8番10号

株式会社ニイタカ本社 4階

（開催場所を昨年と変更しておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）

株主総会当日にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りたくお願い申しあげます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第58期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第58期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.niitaka.co.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結計算書類の連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・計算書類の個別注記表

なお、会計監査人及び監査等委員会は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.niitaka.co.jp>）に掲載させていただきます。

【株主総会における新型コロナウイルス感染防止対策について】

◎本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、お願い申し上げます。

◎ご来場の株主様は、マスクのご持参及び着用をお願い申し上げます。

◎当日、体調不良と思われる株主様には入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

事業報告

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善に伴い緩やかな回復基調にありましたが、米中貿易摩擦の深刻化に加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大によって経済活動の急速な停滞が生じ、先行きは極めて厳しい状況が続くと見込まれております。

このような環境下、フードビジネス業界の多様化するニーズに対応し、洗浄力に優れコストパフォーマンスのよい食器洗浄機用洗浄剤や感染症予防に貢献できる除菌用アルコール製剤等の販売、衛生サービス等の提供に努めてまいりました。

これらの活動の成果に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で1月末からアルコール製剤の売上が大きく伸長したことにより、感染拡大による国内外の経済活動減速に起因するマイナス影響をある程度相殺することができました。

これにより、当連結会計年度の売上高は、177億2千3百万円（前期比 1.3%増）となりました。

利益につきましては、売上増加に加え、原材料費率が低下したことや様々なコスト削減施策が順調に進んだこと等により、営業利益は、16億1千7百万円（同 39.3%増）、経常利益は、15億7千1百万円（同 30.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、10億5千8百万円（同 28.6%増）となりました。

当社グループは、業務用の化成品事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の情報はありません。当社グループ製造品及び仕入商品等の売上高は、次のとおりであります。

<当社グループ製造品>（業務用洗剤・洗浄剤・除菌剤・漂白剤・固形燃料等）

新型コロナウイルス感染症の影響により感染予防に役立つ製品への需要が急速に高まり、除菌・消毒用アルコール製剤の売上が増加しました。一方で、緊急事態宣言の発令を受けて飲食業界やホテル業界の休業等の影響を受けた結果、除菌・消毒用アルコール製剤以外の洗剤洗浄剤や固形燃料等の売上が減少しました。なお、中国子会社においては年明けより同感染症によって工場の操業や営業活動

の休止を余儀なくされましたが、通期では当社グループの売上高伸長に一定の貢献を果たしました。

その結果、当連結会計年度の当社グループ製造品売上高は、139億1千5百万円（前期比 2.8%増）となりました。

<仕入商品等>

当連結会計年度の売上高は、38億7百万円（同 3.6%減）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は9億8千1百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

ア. 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社びわ湖工場 倉庫設備建設

イ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設

該当事項はありません。

ウ. 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額26億円の当座貸越契約を締結しております。

なお、当連結会計年度においては、金融機関より新規の資金調達は行っておりません。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 55 期 (2017年 5 月期) | 第 56 期 (2018年 5 月期) | 第 57 期 (2019年 5 月期) | 第 58 期 (当連結会計年度) (2020年 5 月期) |
|----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(千円) | 15,625,615 | 16,728,523 | 17,490,806 | 17,723,180 |
| 経 常 利 益(千円) | 1,103,206 | 1,105,621 | 1,206,621 | 1,571,816 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益(千円) | 778,295 | 785,673 | 822,887 | 1,058,619 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 131.83 | 133.08 | 139.39 | 179.32 |
| 総 資 産(千円) | 15,000,628 | 16,210,092 | 17,099,722 | 17,777,553 |
| 純 資 産(千円) | 8,411,918 | 9,138,199 | 9,707,664 | 10,559,936 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円) | 1,424.85 | 1,547.88 | 1,644.36 | 1,788.74 |

②当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 55 期 (2017年 5 月期) | 第 56 期 (2018年 5 月期) | 第 57 期 (2019年 5 月期) | 第 58 期 (当事業年度) (2020年 5 月期) |
|----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円) | 14,974,927 | 15,792,407 | 16,279,622 | 16,525,438 |
| 経 常 利 益(千円) | 978,110 | 914,160 | 1,269,869 | 1,329,997 |
| 当 期 純 利 益(千円) | 686,883 | 626,574 | 994,234 | 902,063 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 116.35 | 106.13 | 168.41 | 152.80 |
| 総 資 産(千円) | 14,463,302 | 15,232,895 | 16,317,522 | 16,948,924 |
| 純 資 産(千円) | 8,047,648 | 8,587,734 | 9,385,823 | 10,139,586 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円) | 1,363.15 | 1,454.64 | 1,589.84 | 1,717.54 |

(3) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------|------------|---------|--------------------------|
| 株式会社 ユーホーニイタカ | 10,000千円 | 100% | 手洗い用水石鹼・建物の床用ワックス等の製造・販売 |
| スイショウ油化工業 株式会社 | 10,000千円 | 100% | 建物の床用ワックス等の製造・販売 |
| 新高（福建）日用品 有限公司 | 16,000千人民元 | 100% | 固形燃料・洗剤洗浄剤の製造 |
| 尼多咖（上海）貿易 有限公司 | 6,846千人民元 | 100% | 固形燃料・洗剤洗浄剤の販売 |
| 新高（江蘇）日用品 有限公司 | 28,364千人民元 | 100% | 固形燃料・洗剤洗浄剤の製造 |

(注) 当連結会計年度より、新高（江蘇）日用品有限公司を連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが主に事業展開するフードビジネス業界においては、少子高齢化に伴い市場規模が横ばいで推移しており、そのことを前提に戦略を構築していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で戦略の見直しが必要になっております。飲食業においては「三密」を避けた営業形態やテイクアウト需要への対応等の課題があり、その成否は当社の洗剤洗浄剤の売上に少なからず影響を与えます。しかしながら、顧客の課題解決に応えられる製品やサービスを開発し提案できれば、この変化をシェア拡大につなげることができると考えております。

一方で、新型コロナウイルス感染症による影響を受けなかったフードビジネス、あるいは逆に業績が伸長したフードビジネスもあります。このような業界への営業強化にも取り組んでまいります。

今後も、社会の実態や制度面での変更等を注視し、食品安全への貢献や環境影響の低減等に対応しつつ業績の伸長に努めてまいります。これらの課題は基本的には現行の中期経営計画「NIP Q60」(Niitaka Innovation Plan, Quality 60)に沿ったものでありますが、感染症によって生まれた新たな課題にも積極的に取り組んでまいります。

中期経営計画の概要

中期経営計画の主要な方針は以下のとおりです。

①利益を伴った成長

将来の持続的な事業成長を可能とするため、経営効率を高め経営基盤を強化します。

②事業分野の拡大

新事業などの新たな分野へ進出し、将来に向けて成長し続ける企業を実現します。

(5) 主要な事業内容（2020年5月31日現在）

当社グループは、主にフードビジネス業界向け化成品事業として、業務用洗剤・洗浄剤・除菌剤・漂白剤及び固形燃料等の製造・販売を行っております。

また、当該事業に付随して、フードビジネス業界向けに、食器洗浄機のメンテナンスサービス、衛生管理支援サービスも行っております。

当社グループの現在の主要取扱品目は次のとおりであります。

| 品 目 | 細品目 | 主な製品・商品 |
|--------------------|-------------|--|
| 業務用洗剤・洗浄剤・除菌剤・漂白剤等 | 食器用洗剤 | 「マイソフトコンク」「ローヤルサラセン」 「スーパーサラセン」「除菌中性洗剤」 |
| | 食器洗浄機用洗浄剤 | 「リキッドPLH」「リキッドPH」 「ジャストパックPLW」 「ハイソリッドPWH」「エンソリッドLWH」 「スーパーWS」「ニューリンスP」 |
| | 漂白剤等 | 「ニイタカブリーチ」 「ニューホワイトアップ」 「サニクロール」 |
| | アルコール製剤 | 「ノロスター」「セーフコール」 「Nスター」 |
| | 洗浄剤 | 「ニューケミクール」 「ケミフォーム」 「ケミファイン クイックすすぎ」 「バスクリーナーコンク」 「リフレッシュ・ラボ」 |
| | 手洗い石けん | 「薬用ハンドソープ」 「薬用ハンドソープコンク」 「ニイタカ ポピドンハンドウォッシュ」 |
| 固 形 燃 料 | 料理用 | 「カエンニューエースE」 「チューフィング用カエン」 |
| | 屋外暖房用 | 「暖房用燃料」 |
| サ ー ビ ス | 食器洗浄機メンテナンス | 定期メンテナンス、緊急メンテナンス |
| | 衛生管理支援サービス | 衛生講習、細菌検査、 衛生巡回サービス、Eラーニング |
| 仕 入 商 品 等 | 厨房・浴用用品等 | 食品包装用ラップ、ペーパータオル、 ボディソープ、リンスインシャンプー |

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年5月31日現在)

①当社

| 名 称 | 所在地 | 名 称 | 所在地 |
|--------|-----|--------|-----|
| 東京北営業所 | 東京都 | 大阪営業所 | 大阪府 |
| 東京東営業所 | 東京都 | 名古屋営業所 | 愛知県 |
| 東京西営業所 | 東京都 | 広島営業所 | 広島県 |
| 札幌営業所 | 北海道 | 福岡営業所 | 福岡県 |
| 仙台営業所 | 宮城県 | びわ湖工場 | 滋賀県 |
| つくば工場 | 茨城県 | | |

②子会社

| 会 社 名 | 所 在 地 |
|---------------|---------------------|
| 株式会社ユーホーニイタカ | 茨 城 県 |
| スイショウ油化工業株式会社 | 大 阪 府 |
| 新高（福建）日用品有限公司 | 中 華 人 民 共 和 国 福 建 省 |
| 尼多咖（上海）貿易有限公司 | 中 華 人 民 共 和 国 上 海 市 |
| 新高（江蘇）日用品有限公司 | 中 華 人 民 共 和 国 江 蘇 省 |

(注) 当連結会計年度より、新高（江蘇）日用品有限公司を連結の範囲に含めております。

(7) 使用人の状況 (2020年5月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 358名 | 12名減 |

(注) 使用人数は子会社の使用人数を含めた就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、シニアスタッフ、人材派遣会社からの派遣社員）は含んでおりません。

②当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 240名 | 9名減 | 42歳9ヶ月 | 14年6ヶ月 |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、シニアスタッフ、人材派遣会社からの派遣社員）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先 (2020年5月31日現在)

| 借入先 | 借入金残高 |
|--------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 792,400千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 382,630千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 346,560千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 122,300千円 |
| 株式会社滋賀銀行 | 86,720千円 |

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(議決権基準日：2020年6月30日現在)

- ①発行可能株式総数 16,900,000株
- ②発行済株式の総数 5,943,052株
- ③株主数 5,319名
- ④大株主(上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---------------------------|---------|--------|
| 株式会社ニイタカS C | 1,175千株 | 19.91% |
| ニイタカ社員持株会 | 421千株 | 7.15% |
| つくしの会持株会 | 193千株 | 3.28% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 176千株 | 2.99% |
| 森田千里雄 | 167千株 | 2.84% |
| ニイタカ会持株会 | 158千株 | 2.68% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 121千株 | 2.05% |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 115千株 | 1.96% |
| 阪本薬品工業株式会社 | 110千株 | 1.88% |
| 大日製罐株式会社 | 110千株 | 1.88% |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

(自己株式の保有)

議決権基準日における保有株式数 普通株式 39,486株

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2020年 5月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-------------------|-----------|--|
| 代表取締役社長 執行役員社長 | 奥 山 吉 昭 | 新高（福建）日用品有限公司董事 株式会社ニイタカSC代表取締役 尼多咖（上海）貿易有限公司董事長 新高（江蘇）日用品有限公司董事長 |
| 取 締 役 専務執行役員 | 相 川 保 史 | 新高（福建）日用品有限公司董事 |
| 取 締 役 相 談 役 | 森 田 千 里 雄 | |
| 取 締 役 顧 問 | 笠 井 司 | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 竹 村 聡 | 天神橋税理士法人代表社員 株式会社ソフト99コーポレーション社外監査役 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 池 崎 英 一 郎 | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 茂 木 鉄 平 | 弁護士法人大江橋法律事務所社員 大江橋法律事務所パートナー 塩野義製薬株式会社社外取締役 倉敷紡績株式会社社外取締役（監査等委員） |
| 取 締 役 (監査等委員) | 西 山 万 里 | 進栄化学株式会社代表取締役社長 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）竹村 聡氏、取締役（監査等委員）池崎英一郎氏、取締役（監査等委員）茂木鉄平氏及び取締役（監査等委員）西山万里氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）竹村 聡氏、取締役（監査等委員）池崎英一郎氏及び取締役（監査等委員）茂木鉄平氏は、東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）竹村 聡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。常勤の監査等委員はおりませんが、内部統制及び内部監査を行う監査室が監査等委員会と連携して監査活動を行い、監査の実効性が確保されるようにしております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任限度額を、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じた額と同規則第114条で定める方法により算定される額の合計額とする旨の契約を締結しております。

③取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 額 |
|----------------------------|-----------|-----------------------|
| 取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役） | 4名 (-) | 89,740千円 (-) |
| 取締役（監査等委員） （うち社外取締役） | 4名 (4) | 22,800千円 (22,800) |
| 合 計 （うち社外役員） | 8名 (4) | 112,540千円 (22,800) |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年8月26日開催の第53回定時株主総会において年額1億2千万円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年9月26日開催の第57回定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）竹村 聡氏は、天神橋税理士法人の代表社員及び株式会社ソフト99コーポレーションの社外監査役であります。当社と天神橋税理士法人及び株式会社ソフト99コーポレーションとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）茂木鉄平氏は、弁護士法人大江橋法律事務所の社員、大江橋法律事務所のパートナー、塩野義製薬株式会社の社外取締役及び倉敷紡績株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と同4社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西山万里氏は、進栄化学株式会社の代表取締役社長であります。当社と進栄化学株式会社との間には、化粧品用油剤の製造受託等の取引があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|----------------|-------|--|
| 取締役 (監査等委員) | 竹村 聡 | 当事業年度開催の取締役会11回のすべてに、また監査等委員会11回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 池崎英一郎 | 当事業年度開催の取締役会11回のすべてに、また監査等委員会11回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験や見識を基に、発言を行っております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 茂木 鉄平 | 当事業年度開催の取締役会11回のすべてに、また監査等委員会11回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 西山 万里 | 取締役就任後に開催された取締役会7回のすべてに、また監査等委員会7回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験や見識を基に、発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

ひびき監査法人

②会計監査人の報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 22,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務調査業務を委託し、対価を支払っております。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス及びリスク管理を統括する組織として「CSR委員会」を設置いたします。コンプライアンスの推進については、「倫理方針」「倫理規程」に基づき、取締役及び使用人がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務執行にあたるよう研修等を通じて指導いたします。また、「内部通報制度規程」に基づき、取締役及び使用人が社内の不正行為、違法行為及び犯罪的行為等を通報し、会社はそれに対し適切に対応いたします。その際会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行いません。加えて、「反社会的勢力排除対応規程」に定めた方針に従い、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じません。

リスク管理の推進については、「リスク管理方針」「リスク管理規程」に基づき、各部門が有するリスクの把握、分析、評価を行い、適切な対策を実施いたします。

当社グループは、不測の事態を想定した「緊急事態対応手順」を定め、不測の事態が発生した場合には、同手順に基づき、当社社長を本部長とする対策本部及び状況に応じた下部組織を設置し、迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を構築・運用いたします。

ロ. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な決定事項について原則として毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行います。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を立案し、各年度予算・全社方針を設定いたします。各部門においては、その方針を基に具体策を立案し、実行いたします。

当社取締役会の決定に基づく業務執行のうち部門及び当社グループを横断する重要な業務執行については、執行役員によって構成される執行役員会にて審議を行い、その審議を経て執行いたします。

ハ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、「株主総会議事録」「取締役会議事録」等の取締役の職務の執行に係る文書等の保存及び管理を行います。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。

ニ. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループの経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、適切な経営管理を行います。

当社グループにおける業務の適正を確保するため、「倫理方針」「行動規範」を当社グループ全体に適用し、これを基礎として、当社グループ各社が諸規程を制定・改訂いたします。

監査室は、「総合内部監査規程」に基づき当社グループの業務監査を行い、その結果を適宜、当社社長に報告いたします。

ホ. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「監査等委員会補助者」という。）の任命、解任、人事異動、評価等は、監査等委員会の同意の上決定することとし、監査等委員会補助者の、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保いたします。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置きません。

ヘ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人は、監査等委員が出席する取締役会等の業務執行又は業績に関する会議において、業務又は業績に影響を与える重要な事項を報告いたします。

前記にかかわらず、監査等委員会が選定した監査等委員は、いつでも必要に応じて、当社グループの、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。

監査室は、「総合内部監査規程」に基づき内部監査計画を立て、内部監査の結果を監査等委員会に定期的に報告いたします。

「内部通報制度規程」に基づき、内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保いたします。

ト. 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループに周知徹底いたします。

チ. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理いたします。

監査等委員が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用を負担いたします。

監査等委員会は、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行状況を監査等委員会の定める監査方針及び分担に従って監査するとともに、会計監査人及び監査室と情報交換を密にし、連携して監査が実効的に行われることを確保いたします。

監査等委員会は、取締役及び使用人の監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査業務の環境を整備するように努めるとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。また、監査等委員会は、主要な稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるといたします。

なお、監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ります。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- イ. コンプライアンス及びリスク管理を取り扱うCSR委員会を年間で3回開催いたしました。法令等の順守状況や法令改正への対応等を議論し、必要な対応策を決定しております。この内容を執行役員会に報告、また重要な事項については取締役会でも取り上げ審議しております。
- ロ. 取締役会を年11回開催し、迅速な意思決定に努めました。また、業務の運営については、中期経営計画の主要課題についての進捗確認や月次の決算における重要な問題点の把握を行い、必要な対応を決定しております。加えて、定期的に、子会社の業務執行責任者を召致し決算概要及び業務概要の報告を受け、必要な対応を決定しております。
- ハ. 取締役会において、業務執行又は業績に重要な影響を与える事項について、監査等委員の理解が進むよう、その検討過程も含め報告しております。また、監査等委員は原則として毎月監査等委員会を開催し、監査室から内部監査の結果報告を受けるなどして、業務執行の状況や法令の順守状況等について評価を行っております。加えて、監査等委員は業務執行に責任を負う各部門責任者と面談の機会を設け、状況把握に努めました。
- ニ. 当社では、子会社管理部門を設置し、必要な助言や対応を行っております。また子会社の取締役及び監査役を当社の取締役又は使用人が兼任し、子会社の取締役会で経営内容を確認しております。加えて、監査室は、必要な項目を決め、定期的に子会社の業務監査を実施し、指摘事項への対応状況を管理しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社における「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の概要は下記のとおりであります。

①会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様による自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様による株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みの概要

イ、「中期経営計画」による企業価値向上への取り組み

当社グループは、長期目標として、業務用洗剤洗浄剤業界で、「経営の質、業界No.1」企業となる事を目指しております。その目標を達成するため、中期経営計画「NIP Q60」を策定しております。その概要につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 対処すべき課題」に記載しております。

ロ、コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

当社は、当社グループの経営理念を実現し、継続的に企業価値を高めることを目指しております。2015年6月1日に適用開始された「コーポレートガバナンス・コード」への対応として、改めて「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、方針に則った活動を行うことで、経営効率の向上及び経営の健全性の向上に努めております。

当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人、監査室及びCSR委員会等の各組織機関が相互に連携し、さらには内部通報制度も設け、コンプライアンスの徹底やリスク管理の充実をはじめとした内部統制システムが有効となるよう努めております。

当社取締役会は、定時取締役会を1ヶ月に1回、臨時取締役会を随時開催し、取締役会規程に定められた付議事項について十分な審議を行っております。また、執行役員を招集して行う執行役員会を月例で実施し、取締役会の方針に基づく経営執行上の重要事項の審議を迅速に進めております。

当社は、これらの取り組みとともに、株主の皆様をはじめ、従業員、取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

- ③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み

当社は、当社株式に対する大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適宜適切な措置を講じます。

- ④上記の取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

上記②及び③の取り組みは当社の企業価値の向上を目的としたものであることから、上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の企業価値を高める事業戦略に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保金は、業容拡大に向けた、技術開発、製品開発、設備投資や人材育成ならびに手元資金の流動性確保に活用したいと考えております。

連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|------------|---------------|------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 7,907,727 | 流 動 負 債 | 4,089,009 |
| 現金及び預金 | 2,294,148 | 支払手形及び買掛金 | 741,243 |
| 受取手形及び売掛金 | 2,918,927 | 電子記録債務 | 1,678,032 |
| 電子記録債権 | 1,020,815 | 1年内返済予定の長期借入金 | 299,008 |
| 商品及び製品 | 996,013 | リース債務 | 43,531 |
| 仕掛品 | 30,308 | 未払金 | 292,970 |
| 原材料及び貯蔵品 | 496,311 | 未払法人税等 | 390,994 |
| その他 | 155,528 | その他 | 643,227 |
| 貸倒引当金 | △4,325 | 固 定 負 債 | 3,128,608 |
| 固 定 資 産 | 9,869,825 | 長期借入金 | 1,491,930 |
| 有形固定資産 | 7,978,746 | リース債務 | 16,072 |
| 建物及び構築物 | 3,535,718 | 繰延税金負債 | 25,078 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,060,500 | 退職給付に係る負債 | 1,338,473 |
| 工具器具備品 | 181,072 | その他 | 257,054 |
| 土地 | 3,136,945 | 負 債 合 計 | 7,217,617 |
| リース資産 | 41,439 | (純 資 産 の 部) | |
| 建設仮勘定 | 17,042 | 株 主 資 本 | 10,599,104 |
| その他 | 6,026 | 資 本 金 | 585,199 |
| 無形固定資産 | 652,493 | 資 本 剰 余 金 | 595,337 |
| のれん | 2,277 | 利 益 剰 余 金 | 9,469,521 |
| ソフトウェア | 362,093 | 自 己 株 式 | △50,953 |
| ソフトウェア仮勘定 | 8,685 | その他の包括利益累計額 | △39,168 |
| その他 | 279,437 | その他有価証券評価差額金 | 34,366 |
| 投資その他の資産 | 1,238,585 | 為替換算調整勘定 | △73,535 |
| 投資有価証券 | 542,032 | 純 資 産 合 計 | 10,559,936 |
| 繰延税金資産 | 530,679 | 負 債 純 資 産 合 計 | 17,777,553 |
| その他 | 265,286 | | |
| 貸倒引当金 | △99,413 | | |
| 資 産 合 計 | 17,777,553 | | |

連結損益計算書

(2019年6月1日から)
(2020年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------|
| 売上高 | 17,723,180 |
| 売上原価 | 10,214,057 |
| 売上総利益 | 7,509,122 |
| 販売費及び一般管理費 | 5,891,303 |
| 営業利益 | 1,617,818 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 9,771 |
| 受取配当金 | 8,907 |
| 受取賃貸料 | 39,162 |
| 売為電 | 8,621 |
| 為替差益 | 2,583 |
| その他 | 11,322 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 9,685 |
| 賃貸収入原価 | 21,600 |
| 売電原価 | 5,849 |
| 貸倒引当金繰入 | 85,625 |
| その他 | 3,609 |
| 経常利益 | 126,371 |
| 特別利益 | 1,571,816 |
| 受取保険料 | 2,224 |
| 保険解約返戻金 | 50,509 |
| 特別損失 | |
| 固定資産売却損 | 2,344 |
| 投資有価証券評価損 | 29,968 |
| 子会社株式評価損 | 10,000 |
| 税金等調整前当期純利益 | 42,312 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,582,237 |
| 法人税等調整額 | 538,304 |
| 当期純利益 | △14,686 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 523,618 |
| | 1,058,619 |
| | 1,058,619 |

貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|------------|---------------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 6,712,228 | 流動負債 | 3,750,682 |
| 現金及び預金 | 1,508,602 | 支払手形 | 38,711 |
| 受取手形 | 580,867 | 電子記録債権 | 1,635,404 |
| 電子記録債権 | 992,016 | 買掛金 | 515,425 |
| 売掛金 | 2,119,996 | 1年内返済予定の長期借入金 | 291,920 |
| 商品及び製品 | 951,617 | リース債務 | 39,972 |
| 仕掛品 | 27,376 | 未払金 | 257,236 |
| 原材料及び貯蔵品 | 371,458 | 未払費用 | 404,657 |
| 前払費用 | 26,437 | 未払法人税等 | 376,000 |
| 前払費用 | 22,809 | その他 | 191,353 |
| 関係会社短期貸付金 | 55,000 | 固定負債 | 3,058,656 |
| その他 | 58,943 | 長期借入金 | 1,491,930 |
| 貸倒引当金 | △2,898 | リース債務 | 379 |
| 固定資産 | 10,236,696 | 退職給付引当金 | 1,309,292 |
| 有形固定資産 | 7,376,625 | その他 | 257,054 |
| 建物 | 3,156,021 | 負債合計 | 6,809,338 |
| 構築物 | 85,774 | (純資産の部) | |
| 機械及び装置 | 960,436 | 株主資本 | 10,105,219 |
| 工具器具備品 | 170,957 | 資本金 | 585,199 |
| 土地 | 2,985,648 | 資本剰余金 | 595,337 |
| リース資産 | 11,341 | 資本準備金 | 595,337 |
| 建設仮勘定 | 210 | 利益剰余金 | 8,975,635 |
| その他 | 6,235 | 利益準備金 | 24,873 |
| 無形固定資産 | 376,758 | その他利益剰余金 | 8,950,762 |
| ソフトウェア | 361,143 | 特別償却準備金 | 9,898 |
| ソフトウェア仮勘定 | 8,410 | 土地圧縮積立金 | 37,092 |
| その他 | 7,204 | 別途積立金 | 2,000,000 |
| 投資その他の資産 | 2,483,312 | 繰越利益剰余金 | 6,903,771 |
| 投資有価証券 | 542,032 | 自己株式 | △50,953 |
| 関係会社株 | 1,256,803 | 評価・換算差額等 | 34,366 |
| 長期貸付金 | 25,000 | その他有価証券評価差額金 | 34,366 |
| 関係会社長期貸付金 | 95,000 | 純資産合計 | 10,139,586 |
| 破産更生債権等 | 13,857 | 負債純資産合計 | 16,948,924 |
| 長期前払費用 | 4,710 | | |
| 繰延税 | 569,019 | | |
| その他 | 76,302 | | |
| 貸倒引当金 | △99,413 | | |
| 資産合計 | 16,948,924 | | |

損益計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|-------|------------|------------|
| 売上高 | 12,777,314 | 16,525,438 |
| 売上高他 | 3,447,887 | |
| 売上原価 | 300,235 | |
| 売上原価他 | 6,733,271 | |
| 売上利益 | 2,835,923 | 9,811,153 |
| 営業利益 | 241,958 | 6,714,284 |
| 営業外収益 | | 5,340,613 |
| 営業外費用 | | 1,373,671 |
| 営業外費用 | 5,565 | |
| 営業外費用 | 3,000 | |
| 営業外費用 | 8,907 | |
| 営業外費用 | 8,009 | |
| 営業外費用 | 39,162 | |
| 営業外費用 | 8,621 | |
| 営業外費用 | 7,674 | 80,939 |
| 営業外費用 | 8,489 | |
| 営業外費用 | 21,600 | |
| 営業外費用 | 5,849 | |
| 営業外費用 | 85,625 | |
| 営業外費用 | 3,048 | 124,613 |
| 営業外費用 | | 1,329,997 |
| 営業外費用 | 2,224 | |
| 営業外費用 | 50,509 | 52,734 |
| 営業外費用 | 1,781 | |
| 営業外費用 | 29,968 | |
| 営業外費用 | 10,000 | 41,750 |
| 営業外費用 | | 1,340,981 |
| 営業外費用 | 466,686 | |
| 営業外費用 | △27,768 | 438,918 |
| 営業外費用 | | 902,063 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月22日

株式会社ニイタカ
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所
代表社員 公認会計士 木下 隆志 ㊞
業務執行社員 公認会計士 石原 美保 ㊞
代表社員 公認会計士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニイタカの2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニイタカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月22日

株式会社ニイタカ
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所
代表社員 公認会計士 木下 隆志 ⑩
業務執行社員
代表社員 公認会計士 石原 美保 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニイタカの2019年6月1日から2020年5月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、監査室及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討しました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月22日

株式会社ニイタカ 監査等委員会

監査等委員 竹 村 聡 ⑩

監査等委員 池 崎 英一郎 ⑩

監査等委員 茂 木 鉄 平 ⑩

監査等委員 西 山 万 里 ⑩

(注) 監査等委員竹村聡、池崎英一郎、茂木鉄平及び西山万里は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績を評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社 の株式の数 |
|--|--|---|-----------------|
| 1 |  おく やま よし あき 奥 山 吉 昭 (1958年6月14日生) | 1982年4月 当社入社 1996年7月 取締役就任 総務部長 2001年8月 常務取締役就任 2007年9月 福建新拓高日用化学品有限公司 (現 新高(福建)日用品有限公司) 董事長就任 2009年8月 管理本部長 2010年8月 専務取締役就任 2011年8月 取締役副社長就任 2013年6月 代表取締役社長就任 2015年8月 代表取締役社長執行役員社長就任 (現任) 2017年7月 スイショウ油化工業株式会社 代表取締役就任 2019年1月 新高(江蘇)日用品有限公司 董事長就任(現任) 2019年4月 尼多咖(上海)貿易有限公司 董事長就任(現任) | 76,048 株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、入社後、主に管理部門で当社の発展に貢献してきました。謙虚で私欲の無い姿勢で業務に精励し、能力と経営者としての資質を高く評価され次の経営を託されることとなりました。代表取締役社長に就任した後は、精力的に全国の得意先を訪問し、信頼関係を構築するなど、業界ナンバーワンの達成に向けてリーダーシップを発揮し続けています。よって、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|--|--|--|-------------|
| 2 |  <p data-bbox="248 420 471 495">あいかわ やすし 相川保史 (1957年6月27日生)</p> | <p data-bbox="495 205 993 485">1984年3月 当社入社 2003年6月 技術部長 2003年8月 取締役就任 2005年6月 技術製造本部長 2011年8月 常務取締役就任 2013年5月 株式会社ユーホーニイタカ 代表取締役社長就任 2015年8月 取締役専務執行役員就任 (現任)</p> | 26,075 株 |
| <p data-bbox="262 530 554 556">【取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="275 568 1212 749">同氏は、技術部門及び生産部門に幅広い見識を有し、奥山吉昭氏と同様に謙虚で私欲の無い姿勢を評価され経営幹部に抜擢されました。従業員からの信頼も厚く、業界ナンバーワンに向け、戦略的製品開発や生産の思い切った効率化等において基本的な方向性を示し、関連部門において指導力を発揮しています。よって、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社 の株式の数 |
|--|---|---|-----------------|
| 3 |  の 野 尻 大 介 (1967年8月17日生) | 1994年4月 当社入社 2015年6月 営業本部 東日本営業部長 2018年9月 執行役員 営業本部副本部長 2019年6月 執行役員 営業本部長(現任) | 6,329 株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、1994年当社に入社し、一貫して営業部門に勤務し当社の発展に寄与してきました。部下や同僚からの信頼および販売先からの信頼は厚く、また市場の動きを的確に把握・判断して営業部門を動かす能力があります。今後は、中長期の当社の経営展望においても経営理念を踏まえた適格な理解と判断が期待され、企業価値の拡大に必要な人材と考えられるため、取締役候補者としました。</p> | | | |


- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数には、役員持株会あるいは社員持株会における各候補者それぞれの持分を含んでおります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役竹村聡氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|-------------|
|  佐古晴彦 (1958年5月17日生) | 1984年3月 当社入社 2004年12月 営業管理部長 2005年8月 執行役員就任 2007年12月 経営企画部長 2011年6月 管理部長 2011年8月 取締役就任 管理本部副本部長 2012年6月 管理本部長兼総務部長 2015年8月 執行役員 管理本部長 2019年12月 執行役員 (総務部担当) (現任) | 5,362 株 |
| 【監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は、1984年当社に入社し、20年余り営業および営業の管理部門に勤務したのち、13年間経営企画および総務部門の責任者として勤務してきました。三代に亘り経営トップの薫陶を受け、経営の考え方の中核となる「四者共栄」「三方良し」を社内外に知らしめる役割を果たすと同時に自らも実践してきました。コロナ禍において新たな経営判断が必要となる中にあっても経営の軸をブレさせない役割を担えることを期待し、取締役候補者となりました。 | | |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐古晴彦氏の選任が承認された場合、同氏は常勤の監査等委員である取締役となります。
3. 当社は、佐古晴彦氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任限度額を、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じた額と同規則第114条で定める方法により算定される額の合計額とする旨の契約を締結する予定であります。
4. 候補者の所有する当社の株式の数には、社員持株会における候補者の持分を含んでおりません。

第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

監査等委員である取締役の報酬額は、2019年9月26日開催の第57回定時株主総会において年額3千万円以内とご承認いただいております。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の人数は4名と変わりありませんが、監査等委員である社外取締役が1名減少し、常勤の監査等委員である取締役が1名加わります。よって、報酬額を年額4千万円以内に増額させていただきたいと存じます。

以 上

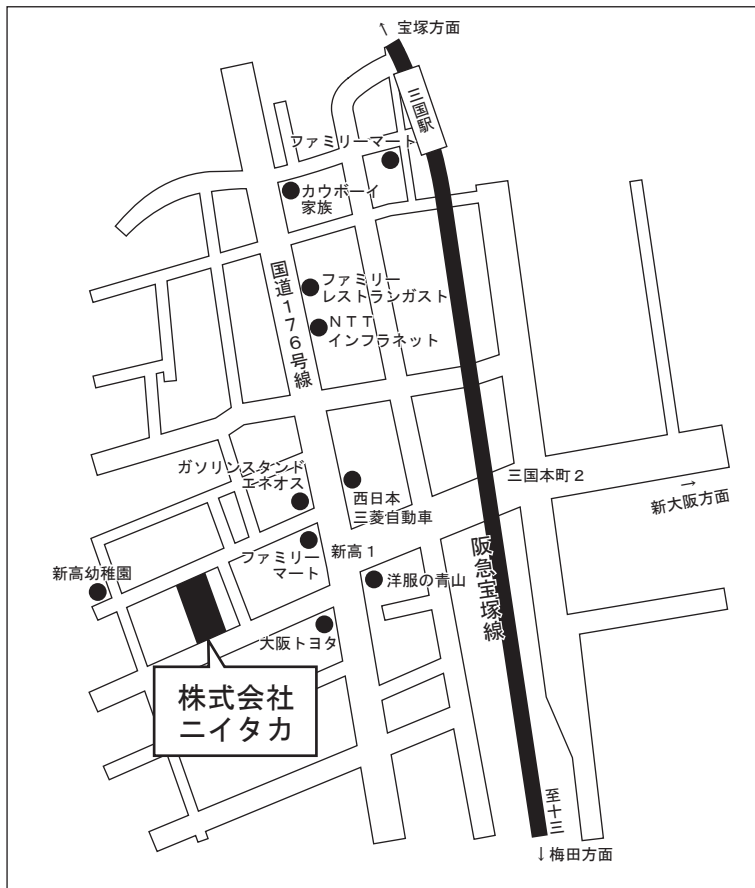
株主総会会場ご案内図

会場：大阪市淀川区新高一丁目8番10号

株式会社ニイタカ本社

TEL 06-6391-3221 (代表)

交通 ○阪急電車 宝塚線「三国駅」下車(南出口) 徒歩 約10分



会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承ください。



環境に配慮した森林認証
用紙を使用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。